



2022年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社ケーユーホールディングス
代表者の 代表取締役社長 板 東 徹 行
役 職 氏 名
(コード番号 9856 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 稲 垣 正 義
(TEL 042-796-3133)

譲渡制限付株式報酬制度改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2022年6月28日開催予定の第50期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度改定の概要

当社は、2021年6月24日開催の第49期定時株主総会において、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および子会社取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額として各事業年度ごとに800百万円以内（これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、600,000株以内）と定め、各取締役に対する具体的支給金額および支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとするをご承認頂いております。

その際、譲渡制限期間については、「1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間」としてご承認をいただいておりますが、2022年6月28日開催予定の第50期定時株主総会において「10年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間」に改定することといたしました。また、かかる譲渡制限期間の改定にともなって、譲渡制限の解除および退任時の取扱いについても、必要な修正を行います。

なお、上記の変更につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間を改定するものではありません。

2. 本制度改定の目的および条件

今般の改定は、対象取締役による当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲を一層高め、株主の皆様との価値共有をより長期に亘り実現させることを目的とするものであります。対象取締役の譲渡制限期間を改定するものであることから、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件として行うものであります。

3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容の変更点はございません。

以 上